

「副業・兼業人材活用支援事業（人材会社連携分）」企画提案公募実施要領

石川県人材確保・定住推進機構(以下、「機構」という。)では、「副業・兼業人材活用支援事業（人材会社連携分）」(以下「本事業」という。)について、下記のとおり企画提案公募を行います。本事業の受託を希望する場合は、本要領に基づき、所定の応募書類を提出して下さい。

1 公募の目的

本事業は、県内企業が抱える経営課題の解決に豊富な知見や経験を有する副業・兼業人材を活用するため、本事業を活用する企業の募集から課題解決の取組まで「伴走支援型」で支援を行う事業者を公募するものである。

2 事業内容等

別添仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託事業費の上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者
 - ⑥ 政治団体
 - ⑦ 宗教団体

6 応募書類

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）

下記の全ての内容を記載すること。

- ① 本事業の実施体制（専任スタッフの配置場所、配置人数など）
- ② 本事業を活用する企業の募集方法

- ③ 自社のプラットフォームに登録等している副業・兼業人材の人数及び特徴
 - ④ 副業・兼業人材の募集から成約までの企業への支援内容
 - ⑤ 課題解決に向けた伴走支援内容
 - ⑥ 本県及び他自治体事業の実績（副業・兼業人材の活用事業に限る。）
 - ⑦ その他アピールしたい点等（応募者の持つ強み、工夫した点等）
- (3) 経費積算書（様式3）
記載例に基づき具体的に記載すること。
- (4) その他、提案の内容を補足する書類
提案内容を補足する資料があれば提出すること（任意）。
- (5) 応募資格等確認用書類
- ① 定款又は寄付行為
 - ② 最新の決算（営業）報告書（1年分）
 - ③ 誓約書
 - ④ パンフレット等会社の概要がわかるもの
- (6) 留意事項
- ① 企画提案は1者につき1件とする。
 - ② 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
 - ③ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
 - ④ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
 - ⑤ 再委託を必要とする場合は、企画提案書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
 - ⑥ 採択された企画提案書の著作権は機構に帰属するものとする。

7 応募の手続き及び選考方法

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階

石川県人材確保・定住推進機構（UI ターンサポート石川）

TEL：076-235-4538 メールアドレス company@jobcafe-ishikawa.jp

(2) 応募の手続き

① 応募に関する質問

ア 受付期間 令和8年4月2日(木)から4月8日(水)17:00まで

イ 質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

- ・件名は「副業・兼業人材活用支援事業（人材会社連携分）の件」とすること。
- ・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレス

ウ 送付方法

電子メールにより（1）に記載のメールアドレスあて送付すること。

※電話や来所による質問は一切受け付けられないものとする。

エ 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

② 応募書類の受付

ア 提出方法

電子メールにより（１）に記載のメールアドレスあて送付すること。

イ 提出期限

令和８年４月１０日（金）17:00 まで

（３）選考について

① 選考方法

ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、「４ 委託事業費の上限額」の範囲内で優れた提案をした１社を受託候補者として選定するものとする。応募者が１社の場合も、審査会を実施し、適当と認められる場合は受託候補者として選定する。

イ 審査方法は、書類審査とする。

② 審査基準

ア 事業実施能力（実施体制、事業実績）

イ 事業実施内容（実施方法、県内企業の募集方法、スケジュール）

ウ 経費積算（積算根拠、マッチング１件あたりの単価）

③ 審査結果の通知

審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を通知する。

８ 受託候補者選定後の契約手続き

（１）機構は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、機構が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

（２）業務委託に係る仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。

なお、事業の実施にあたり、機構と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがあるので留意すること。